

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における代用計画の策定について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度からの実施に伴い、千曲市こども計画（第3期千曲市子ども・子育て支援事業計画）において計画策定しましたが、令和7年9月16日の国通知により、計画策定に伴う「基本指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が改定されました。改定の概要については、以下のとおりです。

【改定の概要】

- ① 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
← 現計画にて策定記載済み
- ② 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。
← 現計画にて未記載

上記②について、計画上位置づけをする必要があるが、今回国通知において子ども・子育て支援事業計画を変更し必要な事項を盛り込むことが困難な場合には「代用計画」によることが可能とされ、国通知で参考様式が示されています。

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制とは）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は0歳から満3歳までを対象とした制度のため、利用者が児童の満3歳到達以降に保育施設等を利用希望した場合に、スムーズに移ることができるよう施設、事業者間の連携・接続の推進や、利用者へ情報を周知することとしています。

なお、当市は令和8年度からの乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施に向け事業者へ周知などを行っている段階で、現時点で事業者と教育・保育施設との連携といった具体的な方策の策定が困難であります。

（今回の取扱い）

国から計画変更が困難な場合は「代用計画」によることが可能として、参考様式も示されていることから、市では代用計画を策定することで対応したいと考えております。

また、千曲市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）は、令和9年度の間見直しの際に、今回代用計画とする事業者と教育・保育施設間の連携体制などを検討して、計画に反映していく予定です。

第3期千曲市こども計画 代用計画

市町村（特別区）名

千曲市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

○乳児等通園支援事業は、対象となる年齢が満3歳までであることから、利用児童の満3歳到達後については、地域の教育・保育施設と連携して受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

○乳児等通園支援事業利用児童の満3歳到達後における認定こども園（教育部門）の満3歳児クラスの利用について、円滑な利用ができるよう支援する。